

広島県告示第四百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第二項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定施術機関の施術所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和六年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
やさか鍼灸治療院（あん摩マッサージ指圧）	廿日市市本町一番一五号	廿日市市佐方一丁目二番一四号	令和六年三月一日
やさか鍼灸治療院（はり・きゅう）	廿日市市本町一番一五号	廿日市市佐方一丁目二番一四号	令和六年三月一日
すずき鍼灸接骨院（柔道整復）	三原市宮浦五丁目三番二七号	三原市宮浦四丁目一番一七号	令和六年三月一日
すずき鍼灸接骨院（はり・きゅう）	三原市宮浦五丁目三番二七号	三原市宮浦四丁目一番一七号	令和六年三月一日